

この街に、あってよかった。

フジ

臨時株主総会 招集ご通知

日時 2022年1月26日（水曜日）
午前10時

場所 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号
フジ本部第3ビル5階会議室

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 当社とマックスバリュ西日本	
株式会社との株式交換契約承認の件	5
第2号議案 当社と株式会社フジ分割準備	
会社との吸収分割契約承認の件	28
第3号議案 定款一部変更の件	36
第4号議案 取締役9名選任の件	41
第5号議案 監査役4名選任の件	49

株式会社フジ

証券コード：8278

株主各位

証券コード 8278

2022年1月11日

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社フジ

代表取締役社長 山口普

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと存じ上げます。

さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら5ページからの株主総会参考書類をご検討いただき、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして議決権を行使いただきますよう、お願ひ申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2022年1月26日（水曜日）午前10時

2 場 所 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号
フジ本部第3ビル 5階会議室

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染拡大防止にご配慮賜りますよう、お願ひ申し上げます。

総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっています。株主の皆さまにおかれましては、可能な限りインターネットまたは書面（郵送）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、例年実施しております総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

3 目的事項

決議事項

第1号議案

当社とマックスバリュ西日本株式会社との株式交換契約承認の件

第2号議案

当社と株式会社フジ分割準備会社との吸収分割契約承認の件

第3号議案

定款一部変更の件

第4号議案

取締役9名選任の件

第5号議案

監査役4名選任の件

以上

◎当日ご出席される株主さまへ

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。株主総会開始直前は受付の混雑が予想されますので、なるべく早めのご来場をお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に関する事項

株主総会参考書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.the-fuji.com>）の「投資家の皆様へ／IR情報／株主総会／臨時株主総会」に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

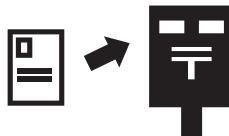
株主総会ご出席



- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
ご出席される株主様は、株主総会開催時点での感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
また会場において感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解の程お願い申し上げます。

開催日時 ▶ 2022年1月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分予定）

郵送



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 ▶ 2022年1月25日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット



- 次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2022年1月25日（火曜日）午後6時まで

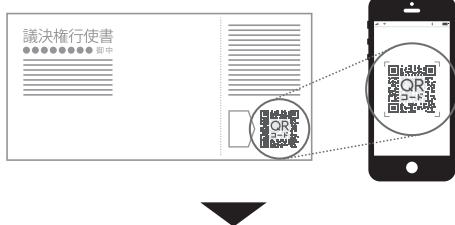
(注) 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネットによって複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

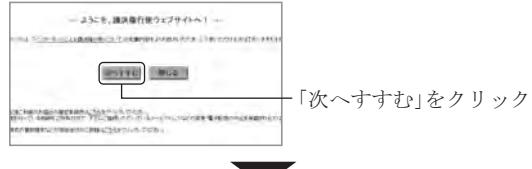
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

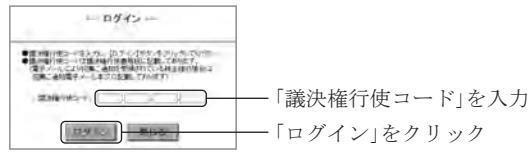
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

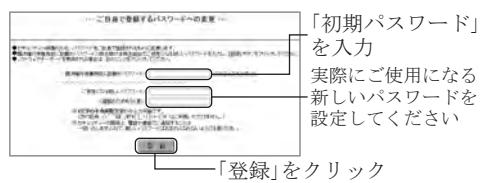
① 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社とマックスバリュ西日本株式会社との株式交換契約承認の件

当社とマックスバリュ西日本株式会社（以下、「MV西日本」という）、及びイオン株式会社（以下、「イオン」という）は、2024年3月の当社とMV西日本の合併による統合新会社の設立に先駆け、当社とMV西日本がイオンの連結子会社となる共同持株会社を設立し経営統合（以下、「本経営統合」という）することについて基本合意し、協議・検討を進めてまいりました。本経営統合を円滑に実行し、企業価値最大化を図るため、統合手法の検討及び具体的な統合効果についての議論をすすめ、両社の取締役会の決議に基づき、①当社を株式交換完全親会社、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うこと、及び②当社を分割会社とし、2021年11月15日に設立した当社の全額出資子会社である株式会社フジ分割準備会社（以下、「分割準備会社」という）を承継会社とする会社分割（以下、「本吸収分割」という）により、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を分割準備会社に承継し、当社は共同持株会社となる（共同持株会社となつた後の当社を以下、「持株会社フジ」という）ことを決議し、経営統合契約（以下、「本経営統合契約」という）、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」という）及び吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」という）を締結いたしました。

本株式交換は、2022年1月26日開催の当社の臨時株主総会において、本株式交換契約及び本吸収分割契約が承認されること、及び2022年1月31日開催予定のMV西日本の臨時株主総会において本株式交換契約が承認されること、並びに本株式交換について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく待機期間が満了していることその他本株式交換契約に定める条件が満たされることを条件として、2022年3月1日を効力発生日（以下、「本効力発生日」という）として、実施される予定です。なお、本効力発生日に先立ち、MV西日本の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）市場第二部において、2022年2月25日で上場廃止（最終売買日は2022年2月24日）となる予定です。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の目的

各社が事業展開する中国・四国地方は、豊富な自然資源を生かした多彩な農林水産業、製造業が集積した地域として、国内経済の発展成長に大きな役割を担ってきましたが、近年は人口減少・高齢化による担い手不足や市場規模の縮小等、地域の活力低下が危ぶまれております。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により消費者のライフスタイルは変化し、競争環境は業態、業際を超えて生き残りをかけた競争の時代に突入しております。

当社は、創業以来、「よりよい品をより安く」「地域の人々のくらしに貢献する」ことを目指し、小売事業を中心として事業エリアを拡大しながら成長してまいりました。スーパーマーケット（以下、「SM」という）事業をコア事業と位置づけ、お客様の視点でくらしに寄り添い、地域の拠点となる店づくりや豊かなくらしを創造する企業づくりを進めております。

MV西日本は、「地域密着型経営」の実践による中国・四国エリア市場シェアNO.1のリージョナルSM企業となるべく、同地域でSMを運営する株式会社マルナカと株式会社山陽マルナカ（以下、「両子会社」という）を2019年3月に子会社化し経営統合を進め、2021年3月には両子会社を吸収合併することにより、新生マックスバリュ西日本として、新たにスタートいたしました。また、2019年3月の両子会社との経営統合を皮切りに、MV西日本と両子会社の間で、(1) 兵庫県西部（西播、東播地区）・岡山市・広島市・山口県西部・香川県への積極出店によるドミニантエリア強化、(2) 広島県東部・愛媛県の空白エリアへの出店によるシェア拡大、(3) 徳島県西部の買い物困難エリアへの移動販売事業やネットスーパーをはじめとするノンストア事業の確立等に向けた取り組みを実現させるべく推進するとともに、2021年3月の吸収合併以降も、デジタル改革や物流改革、経営効率化を通じ、お客様により一層価値ある商品・サービスの提供を実現してまいりました。

イオンは、「お客様を原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」と

いう基本理念に基づく経営を推進してまいりました。消費者のライフスタイルや購買行動の変化を背景に、業態、業界の垣根を超えた競争は、さらに激しさが増すと考えられる中で、ますます多様化する環境変化に対応し、お客さまへより豊かな生活と便利さをご提供し続け、「最も地域に貢献する企業」となることを目指しております。

このような環境を踏まえ、当社及びイオンは、2018年10月公表の資本業務提携において、イオンは当社の株式を取得し、当社はMV西日本の株式を取得いたしました。上記資本業務提携を契機に、イオングループの企業間連携を強化すべくMV西日本においては、当社の代表取締役がMV西日本の取締役に参画し、『中国・四国エリアでN.O. 1の事業連合体』を目指すべく各社が掲げる理念の実現と企業価値向上を図るとともに、継続的に相互に情報交換・課題認識について共有等を図ってまいりました。そういう中においても、上述のような中国・四国地方における人口減少といった継続的な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により消費者のライフスタイルの変化に拍車がかかった結果、SM事業を取り巻く競争環境は一層厳しさを増しております。そのため、これまで以上に地域に根差し、地域に密着した経営が求められる中で、抜本的な構造改革を加速し更なるシナジーを創出するには、今まで以上に踏み込んだ関係の構築が必要との認識が高まりました。このような状況も踏まえ、地域環境の変化や競争の激化に対応し、持続的なお客さまの豊かなくらしづくりと、中国・四国地方の産業、社会、文化、雇用などの問題解決についてスピードを上げて取り組むためには、各社の関係をより一層深化させることが必要であるとの考えに3社で至ったため、2021年9月1日に基本合意書を締結いたしました。

基本合意書の締結以降、2024年3月の新会社設立に向けて統合準備委員会を設置し、当社とMV西日本及びイオンは交流を活発化させ、先駆けて発足させる共同持株会社における基本理念、ビジョン、組織体制について協議を重ねています。加えて、店舗開発やシステム関連、商品、物流、他、それぞれ分野別毎に、当社、MV西日本及びイオンは実務者で構成される分科会の設立に向け、その枠組みについて検討を進めています。そして、これまでの協議・検討を踏まえ、2021年12月6日、本株式交換を行うことについて最終的な合意に至りました。なお、本経営統合によるシナジー創出に向けて、以下の項目を重点的に進めてまいります。加えて、各分科会で具体的協議・検討を行い、イオングループのリソースも積極的に活用し更なるシナジー創出に繋げるとともに、人材の交流を推し進めてまいります。

- (ア) 共同仕入・プライベートブランド商品の共同開発
- (イ) システムの統合
- (ウ) サプライチェーンの再構築
- (エ) 資材、什器、備品等の共同調達
- (オ) ネットビジネスの共同研究、共同開発

当社及びMV西日本は、本経営統合により、中国・四国エリア及び兵庫県西部におけるドミナントを更に強め、地域環境の変化や競争の激化に対応し、持続的なお客さまの豊かなくらしづくりと、中国・四国地方の産業、社会、文化、雇用などの問題解決についてスピードを上げて取り組んでまいります。また、従業員ひとりひとりが仕事に使命感と誇りを持ち、さまざまな改革に挑戦し続け、最も地域に貢献する企業集団「中国・四国No.1のスーパーリージョナルリテイラー」への深化を果たし、企業価値の最大化を実現してまいります。

(2) 本経営統合の要旨

(ア) 本経営統合の方式

本経営統合契約において、当社、MV西日本及びイオンは、本経営統合の形式について、大要以下のとおり合意しております。なお、本経営統合の方式については、下記の参考図もご参照ください。

- ・ 当社及びMV西日本は、2022年3月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、MV西日本を株式交換完全子会社として、本株式交換を行います。
- ・ 当社は、2022年3月1日付で、本株式交換の効力が発生していることを条件として、当社を分割会社とし、分割準備会社を承継会社として、当社を持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を分割準備会社に承継し、当社は持株会社フジとなります。

上記の手続きを実施することにより、分割準備会社及びMV西日本が持株会社フジの子会社となります。

なお、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生後に、分割準備会社は株式会社フジ・リテイリングに商号を変更する予定です。

※参考図

現状	本経営統合後のグループ図
<pre> graph TD Ion[イオン] --- MVN[74.1% MV西日本] Ion --- Fuji[15.0% フジ] MVN --- Merger[分割準備会社] Fuji --- Merger </pre>	<pre> graph TD Ion[イオン] --- 51pct[51.5%] 51pct --- FujiHolding[持株会社フジ] FujiHolding --- MVN[MV西日本] FujiHolding --- FujiRitei[フジ・リテイリング] </pre>
<p>①本株式交換 効力発生日：2022年3月1日（予定）</p> <pre> graph TD Ion[イオン] --- 51pct[51.5%] 51pct --- FujiHolding[持株会社フジ] FujiHolding --- MVN[MV西日本] FujiHolding --- Merger[分割準備会社] </pre> <p>持株会社フジを株式交換完全親会社、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換</p>	<p>②本吸収分割 効力発生日：2022年3月1日（予定）</p> <pre> graph TD Ion[イオン] --- 51pct[51.5%] 51pct --- FujiHolding[持株会社フジ] FujiHolding --- MVN[MV西日本] FujiHolding --- FujiRitei[フジ・リテイリング] </pre> <p>本株式交換の効力が発生していることを条件として、持株会社フジは吸収分割により、持株会社フジを持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業をフジ・リテイリングに承継</p>

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社フジ（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：マックスバリュ西日本株式会社

住所：広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

第3条（本株式交換に際して交付する株式およびその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に1を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3 甲が前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数

に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（甲の資本金および準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 資本金の額 | 2,592,303,740円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途適当に定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認総会）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項の承認決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

1 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

2 甲および乙は、前項の規定に拘わらず、甲が株式会社フジ分割準備会社（2022年3月1日付で株式会社フジ・リテイリングに商号変更予定。住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号。以下「丙」という。）との間で、甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（なお、その概要是次の各号のとおり。）を締結し、当該契約に基づいてグループ経営管理事業、資産管理事業その他の甲を持株会社化するために必要な機能に係る事業を除く一切の事業に係る吸収分割（以下「本

「吸收分割」という。)を行う予定であることを確認する。

(1) 効力発生日 2022年3月1日

(2) 吸收分割に際して交付する金銭等

丙は、承継する権利義務の対価を支払わない。

第8条 (新株予約権の処理および自己株式の消却)

- 1 乙は、第6条に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合、効力発生日の前日までに、当該時点において残存している乙の発行済新株予約権のすべてにつき、無償で取得し、それらを消却するものとし、そのために必要な取締役会の決議その他法令上必要なすべての手続を行うものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全てを消却するものとする。

第9条 (定款変更)

乙は、第6条に定める乙の株主総会において、第12条に基づき本契約が解除されてしまう、かつ、第13条に定める本契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、乙の定款から第12条(定時株主総会の基準日)の規定を削除することを内容とする定款変更議案を付議し、その承認決議を求めるものとする。

第10条 (議決権の付与)

甲は、会社法第124条第4項に基づき、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、前条の乙の定款変更が効力を生じること、かつ、本株式交換が効力を生ずることを条件として、本割当対象株主を、第3条の規定に従って割当交付を受ける甲の普通株式に関して、甲の第55期に係る定時株主総会において議決権を行使することができる者と定めるものとする。

第11条 (剰余金の配当)

1 甲は、2022年2月末日を基準日として、普通株式1株につき金12.5円を限度とする金銭による剰余金の配当を行うことができる。

2 乙は、2022年2月末日を基準日として、普通株式1株につき金40円を限度とする

金銭による剩余金の配当を行うことができる。

3 甲および乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剩余金の配当を行ってはならず、また、効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）を行ってはならない。

第12条（本株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（本吸收分割に係る吸收分割契約が解除された場合その他本吸收分割がその効力発生日において効力を生じないことが確実な場合を含む。）には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、（i）本契約について第6条に定める甲または乙の株主総会において本契約の承認その他本株式交換に必要な事項の承認が得られなかった場合、（ii）法令に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、または（iii）前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失うものとする。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、松山地方裁判所および広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

第16条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、

甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年12月6日

住 所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
(甲) 会社名 株式会社フジ
役 職 代表取締役社長 山口 普 印

住 所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
(乙) 会社名 マックスバリュ西日本株式会社
役 職 代表取締役社長 平尾 健一 印

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る対価及びその割当ての内容

	当社	MV西日本
本株式交換に係る株式交換比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式： 48,533,756株（予定）	

(※1) 株式の割当比率

MV西日本の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付します。ただし、当社が保有するMV西日本の普通株式（4,000,000株（2021年8月31日時点））については割当交付しません。

(※2) 本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式 48,533,756株（予定）

上記の普通株式数は、2021年8月31日時点におけるMV西日本の普通株式の発行済株式総数（52,547,554株）及び自己株式数（13,798株）に基づいて算出しておりま

す。

当社は、本株式交換に際して、当社がMV西日本の発行済株式の全部（ただし、当社が保有するMV西日本の普通株式を除きます）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という）のMV西日本の株主（ただし、当社を除きます）の皆様に対して、その所有するMV西日本の株式数の合計に上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下、「本株式交換比率」という）を乗じた数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行等により対応する予定です。

なお、MV西日本は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、MV西日本が基準時までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

（※3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、持株会社フジの単元未満株式を保有することとなるMV西日本の株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。持株会社フジの単元未満株式を保有することとなるMV西日本の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、持株会社フジに対し、保有する単元未満株式（100株未満株式）の買取りを請求することができます。

②単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、持株会社フジが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、持株会社フジに対し、保有することとなる持株会社フジの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となるよう、株式の売渡しを請求することができます。なお、2021年12月6日現在、当社の定

款には単元未満株式の買増請求に係る規定がありませんが、当社は、当該買増請求に係る規定の追加を含む定款変更議案を第3号議案として付議しており、第3号議案が承認され、かつ、本株式交換の効力が発生した場合には、本効力発生日付で当社の定款が変更され、持株会社フジに対し、当該買増制度に基づき、株式の売渡しを請求することができるようになる予定です。

(2) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

MV西日本が発行している新株予約権について、本株式交換の効力発生日の前日に存在するものは、MV西日本がそのすべてを新株予約権者から無償で取得し、消却することを予定しております。なお、MV西日本は、新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 本株式交換に伴う剰余金の配当に関する取扱い

当社及びMV西日本は、当社が2022年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、当社株式1株当たり金12.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる、及び、MV西日本が2022年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、MV西日本1株当たり金40円を限度として剰余金の配当ができる、並びに、これらを除いては、当社及びMV西日本は、本株式交換契約締結日後、本株式交換の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない旨を合意しております。

(4) 本株式交換に際して当社の普通株式の割当交付を受けるMV西日本の株主の議決権

当社は、本効力発生日までに、MV西日本が2021年12月6日に公表した「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、定時株主総会の議決権の基準日に係る定めの削除を内容とする定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、会社法第124条第4項に基づき、本株式交換に際して当社の普通株式の割当交付を受けるMV西日本の株主に対し、当該割当交付を受ける当社の普通株式について、持株会社フジの2022年5月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う予定です。

(5) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びMV西日本は、上記（1）「本株式交換に係る対価及びその割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、下記（6）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社は、野村證券株式会社（以下、「野村證券」という）を、MV西日本は、大和証券株式会社（以下、「大和証券」という）を、当社、MV西日本及びイオンから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定し、2021年9月1日付で行った基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、下記（6）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2021年12月3日付で取得した株式交換比率に関する算定書、当社、MV西日本及びイオンから独立しており、重要な利害関係を有していないリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

MV西日本は、下記（6）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の③「MV西日本における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオン及び当社と利害関係を有していないMV西日本の独立社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下、「独立役員」という）である桑山斎氏及び渡瀬ひろみ氏、並びにイオン及び当社と利害関係を有しないMV西日本の社外監査役であり、かつ独立役員である石橋三千男氏から、2021年12月6日付で受領した本株式交換の目的、MV西日本の企業価値向上、本株式交換における株式交換比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本株式交換に関するMV西日本の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に上記（1）「本株式交換に係る対価及びその割当ての内容」に記載の本株式交換比率がMV西日本の第三者算定機関である大和証券による株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法による算定結果のレンジを上回っており、DCF法（ディスカウンティド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比較法による算定結

果のレンジ内であること等を総合的に勘案すると、本株式交換比率は妥当であり、MV西日本の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、各社はそれぞれ、第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記（1）「本株式交換に係る対価及びその割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2021年12月6日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

（イ）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

野村證券及び大和証券のいずれも、イオン、当社及びMV西日本から独立した算定機関であり、イオン、当社及びMV西日本の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

当社及びMV西日本は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券を、MV西日本は大和証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

野村證券は、本株式交換比率について、当社及びMV西日本の株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、当社及びMV西日本にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のMV西日本の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日①）	0.89～0.94
市場株価平均法（基準日②）	0.88～0.97
類似会社比較法	0.46～0.95
D C F 法	0.76～1.11

なお、市場株価平均法においては、基本合意書の締結を公表した日である2021年9月1日の前営業日である2021年8月31日を算定基準日（以下、「基準日①」という）として、当社株式及びMV西日本株式の東京証券取引所における基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2021年12月2日を算定基準日（以下、「基準日②」という）として、当社株式及びMV西日本株式の東京証券取引所における基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

D C F 法では、当社より提供された事業計画及びMV西日本から提供され当社により確認された事業計画に基づいて、当社及びMV西日本が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2021年12月2日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、MV西日本の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それら

の予測に従い当社及びMV西日本の財務状況が推移することを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の評価の基礎とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、MV西日本の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、新規出店による収益の拡大、仕入及び物流改革による原価低減並びに店舗人時の削減により、2024年2月期の当期純利益が直前期の2,675百万円から3,552百万円、2025年2月期の当期純利益が直前期の3,552百万円から5,013百万円とそれぞれ大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、当社及びMV西日本の両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能のことから類似会社比較法による算定を行い、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法（基準日①）	0.89～0.94
市場株価法（基準日②）	0.88～0.97
類似会社比較法	0.38～1.24
DCF法	0.73～1.23

市場株価法については、基本合意書の締結を公表した日である2021年9月1日の前営業日である2021年8月31日（基準日①）及び2021年12月2日（基準日②）を算定基準日として、各基準日の終値及び各基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

類似会社比較法では、両社と比較的類似する事業を営む上場企業として、MV

西日本、株式会社アークス、当社、株式会社リテールパートナーズ、株式会社ハローズ、イオン九州株式会社、株式会社サンエー及び大黒天物産株式会社を選定したうえで、企業価値に対するE B I T D Aの倍率を用いて算定を行いました。

D C F法では、当社が作成した2022年2月期から2024年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等及びMV西日本が作成した2022年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。D C F法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には、MV西日本については、割引率は5.30%～6.37%を使用しており、永久成長率は-0.5%～0.5%として算出しております。一方、当社については、割引率は4.52%～5.50%を使用しており、永久成長率は-0.5%～0.5%として算出しております。なお、大和証券がD C F法の採用に当たり前提としたMV西日本の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、新規出店による収益の拡大、仕入及び物流改革による原価低減並びに店舗人時の削減により、2024年2月期の当期純利益が直前期の3,200百万円から4,400百万円、2025年2月期の当期純利益が直前期の4,400百万円から6,000百万円とそれぞれ大幅な増益を見込んでおります。一方、大和証券がD C F法の採用にあたり前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びMV西日本のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社及びMV西日本から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2021年12月2日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としておりま

す。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

大和証券はMV西日本の取締役会に対し、2021年12月3日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供しております。

(6) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換は、当社が、既にMV西日本株式4,000,000株（2021年8月31日現在の発行済株式総数52,547,554株に占める議決権の所有割合にして7.61%）を保有しており、一方、イオンは既に当社株式5,743,800株（2021年8月31日現在の発行済株式総数38,291,560株に占める議決権の所有割合にして15.00%）、MV西日本株式38,248,946株（2021年8月31日現在の発行済株式総数52,547,554株に占める議決権の所有割合にして72.79%）を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社、MV西日本及びイオンから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2021年12月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(5) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、MV西日本は、当社、MV西日本及びイオンから独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2021年12月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、大和証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれます。算定書の概要は、上記「(5) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及びMV西日本は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、MV西日本は弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同

事業は当社、MV西日本及びイオンから独立しており、重要な利害関係を有していません。また、弁護士法人淀屋橋・山上合同はMV西日本が法律顧問契約を締結している法律事務所であり、MV西日本から弁護士報酬の支払いを受けていますが、その額は2021年2月期で年間合計6百万円程度であって、同事務所及びMV西日本のいずれにとっても独立性に影響を与えるものではなく、かつ当社から独立しており、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を行うに際し、重要な利害関係を有しません（MV西日本においては、(i) 本株式交換の目的の合理性、(ii) 本株式交換における株式交換比率の妥当性・公正性、(iii) 本株式交換の手続の適正性、及び(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本株式交換がMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるかについては、下記③記載のとおり、特別委員会及び当該特別委員会の法務アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所から助言を受けています）。

③ MV西日本における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

MV西日本は、2021年9月1日、本株式交換に係るMV西日本の意思決定に慎重を期し、また、MV西日本取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反の恐れを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、イオン及び当社と利害関係を有しておらず、MV西日本の独立社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている桑山斉氏（弁護士、弁護士法人御堂筋法律事務所）及び渡瀬ひろみ氏、監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている石橋三千男氏の3名により構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」という）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の合理性、(ii) 本株式交換における株式交換比率の妥当性・公正性、(iii) 本株式交換の手続の適正性、及び(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本株式交換がMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか（以下、(i) 乃至 (iv) を総称して、「本諮問事項」という）について諮問いたしました。また、MV西日本の取締役会は、MV西日本取締役会における本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行う

こととすることを決議するとともに、本特別委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、必要に応じて、本特別委員会独自のアドバイザーへの委託をする（この場合の費用はMV西日本が負担するものとされております）権限を付与することを決議しております。本特別委員会は、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして弁護士法人御堂筋法律事務所を選任しております。さらに、本株式交換に係る交渉はMV西日本取締役会が行うものの、MV西日本取締役会は、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととすることを決議するとともに、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見を聴取し、本特別委員会からの指示や要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える状況を確保することを決議しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容の如何にかかわらず支払われる固定報酬及び時間報酬としており、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。本特別委員会は、2021年9月1日から2021年11月29日までに、会合を合計8回、合計6時間58分にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、MV西日本が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である大和証券及びリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しました（弁護士法人淀屋橋・山上合同がMV西日本の顧問法律事務所であることについては上記②記載の説明を受けた上で独立性に問題がないことを確認しております）。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するMV西日本の取締役につき、当社との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、MV西日本から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の検討体制・意思決定方法等、当社の本株式交換に関する提案内容についてのMV西日本の考え方及び本株式交換がMV西日本の企業価値に与える影響について説明を受け、質疑応答を行いました。また、MV西日本のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関の大和証券から株式交換比率の算定結果及び本株式交換のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項について

の質疑応答を行っております。さらに、弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係るMV西日本の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けました。加えて、提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社とMV西日本との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、MV西日本に意見する等して、当社との交渉過程に関与しております。本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、MV西日本の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021年12月6日付で、MV西日本の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。

答申書の概要

(i) 本株式交換の目的の合理性

地域的要因、業界的要因、さらには社会的要因によって経営環境が厳しさを増す中、当社及びMV西日本両社の経営統合を通じて、各種のシナジー効果を創出することによって企業価値の最大化を図るとの方針は、各社の経営環境を踏まえた合理的な判断と認められる。そして、完全な経営統合（合併）の前段階として共同持株会社体制に移行することについても、企業文化や風土、制度も異なる両者が拙速に一体化することによって生じかねないひずみを避けつつ、合併後の体制や事業計画の検討、あるいは、シナジー効果の検証を十分に行うことができるという意味において、スムーズな事業の融合に寄与するものと評価することができる。

よって、本株式交換の目的は合理的であると認められる。

(ii) 本株式交換における株式交換比率の妥当性・公正性

株式交換比率は、MV西日本が選任した第三者算定機関による株式交換比率の算定レンジの範囲内又は算定レンジの範囲よりもMV西日本株主に有利な状況にあり、かつ、かかる株式交換比率算定の方法及び過程に不合理な点は見られな

い。MV西日本株式の市場価値に付されたプレミアムという観点からも、同種事例を上回るプレミアムが付与されており、さらに、本株式交換比率を前提にMV西日本株主に割り当てられる当社株式は、上場株式として市場における流動性も有している。加えて、本株式交換比率を巡っては、MV西日本と当社との間で複数回の協議の場が持たれており、当委員会等の実質的な関与の下で、対応方針を協議・決定したうえで真摯かつ継続的に交渉を行った経緯が認められる。

よって、本株式交換における株式交換比率は公正、妥当なものであると認められる。

（ⅲ）本株式交換の手続の適正性

本株式交換にあたっては、その公正性を担保するべく当委員会が設置され、当委員会による実質的な関与のもと、利益相反のおそれがあるMV西日本の役員や従業員の関与を排除し、また、ファイナンシャルアドバイザー兼第三者算定機関である大和証券をはじめとする各専門家から専門的な助言を受けつつ、本株式交換に関する条件交渉が行われてきたものであり、一般株主に対する十分な情報提供が予定されていることが認められる。

よって、本株式交換の手続は適正であると認められる。

以上のことから、本株式交換はMV西日本の少数株主にとって不利益なものでないと思料する。

④利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した2021年12月6日開催のMV西日本の取締役会においては、MV西日本の取締役8名のうち、山口普氏は当社の代表取締役を兼任していることから、利益相反を回避する観点から、山口普氏を除く7名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行いました。なお、利益相反を回避する観点から、山口普氏はMV西日本の立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

また、同様の観点から、MV西日本の監査役のうち、イオンの従業員を兼任している北村智宏氏は本株式交換に係る協議及び交渉には参加しておらず、また上記MV西日本の取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておりません。

他方で、MV西日本の代表取締役社長を務める平尾健一氏は、イオンの完全子会社であるイオン商品調達株式会社の取締役を兼任しておりますが、本株式交換

による同社への影響は間接的であり、利益相反の観点からは問題がないと判断いたしました。

(7) 本株式交換に係る対価及びその割当ての内容の相当性

上記（1）から（6）までの内容に照らし、本株式交換に係る対価及びその割当ての内容は相当であると考えております。

(8) 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- ① 増加する資本金の額：金2,592,303,740円
- ② 増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い当社が別途適当に定める額
- ③ 増加する利益準備金の額：金0円

4. MV西日本に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

MV西日本の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.the-fuji.com>)に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に影響を与える事象の内容

当社は、2021年12月6日付で、分割準備会社との間で、本吸收分割契約書を締結しました。詳細につきましては、第2号議案「当社と株式会社フジ分割準備会社との吸收分割契約承認の件」をご参照ください。

第2号議案 当社と株式会社フジ分割準備会社との吸収分割契約承認の件

1. 本吸収分割を行う理由

本吸収分割は、本経営統合の一連の取引の一環として実施されるものです。詳細については、第1号議案「当社とマックスバリュ西日本株式会社との株式交換契約承認の件」の「1. 本株式交換を行う理由」の「(1)本経営統合の目的」をご参照ください。

2. 本吸収分割契約の内容

本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社フジ（以下「分割会社」という。）及び株式会社フジ分割準備会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社がグループ経営管理事業、資産管理事業その他の分割会社を持株会社化するために必要な機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2021年12月6日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社の本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社フジ

住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(2) 承継会社：吸收分割承継会社

商号：株式会社フジ分割準備会社

但し、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）付で「株式会社フジ・リテイリング」に商号を変更する予定である。

住所：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸收分割により、分割会社から別紙「承継対象権利義務明細表」記載の承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 前項にかかわらず、本効力発生日の前日までに、承継会社において、本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等（以下「許認可等」という。）のうち本件事業の遂行に必要なものの全部又は一部が取得できない又は完了しない場合、承継対象権利義務のうち、当該許認可等に係る事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務については、承継対象権利義務に含めないものとする。
3. 本条の規定による債務の承継は、全て併存的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
4. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸收分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸收分割に際して、分割会社に対して、本吸收分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸收分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸收分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本吸收分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承

継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。また、本吸收分割の効力の発生は、分割会社を株式交換完全親会社とし、マックスバリュ西日本株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が発生していることを停止条件とする。

第7条（株主総会の承認）

分割会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸收分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。なお、承継会社は、会社法の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行う。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸收分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸收分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、分割会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸收分割に必要な事項の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸收分割又は本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、分割会社又はマックスバリュ西日本株式会社の株主総会において、本株式交換に係る株式交換契約の承認その他本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合
- (4) 本効力発生日の前日までに、前号の株式交換契約が解除その他により効力を失った場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸收分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に關し紛争が生じたときは、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸收分割に關し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月6日

分割会社：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社フジ

代表取締役社長 山口 普 印

承継会社：愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

株式会社フジ分割準備会社

代表取締役社長 山口 普 印

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2021年8月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

- (1) 現金預金のうち20億円
- (2) 短期貸付金（但し、子会社に対する短期貸付金を除く）
- (3) 未収収益のうち191万2555円
- (4) 有形固定資産
- (5) 無形固定資産
- (6) 投資その他資産（但し、承継会社の株式以外の子会社株式、子会社に対する長期貸付金、本吸収分割により承継会社に承継される資産及び負債に関する繰延税金資産を除く）
- (7) 知的財産権
- (8) 貸倒引当金

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、租税債務及び法令上の理由により承継できない債務並びに本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる負債及び債務を除く。

- (1) 支払手形
- (2) 設備関係支払手形

- (3) 一年内返済長期借入金
- (4) 未払配当金
- (5) 賞与引当金
- (6) 長期借入金
- (7) リース債務
- (8) 利息返還損失引当金
- (9) 役員株式給付引当金
- (10) 退職給付引当金
- (11) 預り保証金
- (12) 長期預り金
- (13) リース債務資産減損勘定
- (14) 長期未払金
- (15) 資産除去債務

3. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) リース契約
- (2) 不動産賃貸借契約
- (3) 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (4) 会計監査人との間で締結した監査契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (5) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (6) 分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (7) 分割会社の役員との間で締結した一切の契約
- (8) 本吸収分割により承継会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- (9) その他分割会社のグループ経営管理事業、資産管理事業その他の分割会社を持株会社化するために必要な機能に係る事業の遂行のために必要な契約

4. 雇用契約

分割会社とその従業員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務は、本吸收分割によっては承継会社に承継されないものとし、分割会社は、分割会社と承継会社との間における別途の合意に基づき、本件事業に従事する分割会社の従業員を、分割会社に在籍させたまま承継会社に出向させ、承継会社は、当該従業員を承継会社の事業に従事させる。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、本件事業に関して分割会社が保有する許認可等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

以上

3. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

本吸收分割は完全親子会社間において行われるため、本吸收分割に際し、分割準備会社は株式その他の金銭等の対価の交付を行わないところ、この取扱いは相当であると考えております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本吸收分割により分割準備会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しません。この取扱いは、会社計算規則に則ったものであり、相当であると考えております。

4. 分割準備会社に関する事項

(1) 分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

貸借対照表
(2021年11月15日現在)

株式会社フジ分割準備会社

資産の部		純資産の部	
科 目	金額（百万円）	科 目	金額（百万円）
流動資産	10	株主資本	10
現金預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

(2) 分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2021年12月6日付で、MV西日本との間で、2022年3月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社とし、MV西日本を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本経営統合に伴い、当社の現行定款第2条（目的）、第13条（招集権者および議長）及び第19条（取締役の任期）の変更、並びに第9条（単元未満株式の買増し）、第22条（取締役会の決議）及び第32条（監査役会の決議）の新設を行うものであります（以下、「本定款変更」という）。

なお、本定款変更は、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である2022年3月1日に効力を生じるものといたします。

2. 本定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第1条（条文省略） (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第1条（現行どおり） (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む <u>会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u> を目的とする。
1. 食料品、衣料品、身のまわり品、日用雑貨品、家具製品、 <u>自動車、軽車両、電気製品</u> および家庭用品の販売ならびにこれらの製造、加工、輸出入および賃貸	1. 食料品、衣料品、身のまわり品、日用雑貨品、家具製品、電気製品および家庭用品の販売ならびにこれらの製造、加工、輸出入および賃貸

現行定款	変更案
2. ~ 4. (条文省略) <新設>	2. ~ 4. (現行どおり) 5. <u>自動車、自転車、軽車両その他の運搬車等の車両、ヨット、モーターポートおよびこれらの部品付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業</u>
<新設>	6. <u>映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸</u>
5. (条文省略) <新設>	7. (現行どおり) 8. <u>家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸</u>
6. (条文省略) <新設>	9. (現行どおり) 10. <u>インターネット、カタログその他の方法による通信販売業および、インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u>
7. (条文省略) 8. 旅行代理店業務、一般旅行業、クリーニング業、理美容業、広告代理業、放送事業、ビルメンテナンス業、一般乗用旅客自動車運送業、自動車運送取扱事業、貨物自動車運送事業、倉庫業、警備保障業および人材派遣事業、清掃業	11. (現行どおり) 12. <u>旅行代理店業務、一般旅行業、クリーニング業、理美容業、広告代理業、放送事業、ビルメンテナンス業、一般乗用旅客自動車運送業、自動車運送取扱事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、港湾運送取次事業、倉庫業、警備保障業および人材派遣事業、清掃業</u>

現行定款	変更案
<新設>	<u>13. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務</u>
<新設>	<u>14. 品質管理業務の受託および運営</u>
<u>9.</u> (条文省略)	<u>15. (現行どおり)</u>
<u>10.</u> 金銭の収納代行業および集金代行業	<u>16. 金銭の収納代行業、集金代行業および総合リース業</u>
<u>11.</u> 金券類およびプリペイドカードの発行と販売	<u>17. 電子マネー、金券類およびプリペイドカードの発行と販売</u>
<u>12.</u> ~ <u>13.</u> (条文省略)	<u>18. ~19. (現行どおり)</u>
<新設>	<u>20. イベント、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、運営、管理および実施</u>
<u>14.</u> ~ <u>18.</u> (条文省略)	<u>21. ~25. (現行どおり)</u>
<新設>	<u>26. 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業</u>
<u>19.</u> 前各号に掲げる業務の経営指導および業務受託	<削除>
<u>20.</u> (条文省略)	<u>27. (現行どおり)</u>
第3条～第8条 (条文省略)	第3条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式の買増し)
<新設>	第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
第9条～第12条 (条文省略)	第10条～第13条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) <u>第13条</u> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役最高経営責任者</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役最高経営責任者</u>または取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	(招集権者および議長) <u>第14条</u> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>または取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<u>第14条～第18条</u> (条文省略)	<u>第15条～第19条</u> (現行どおり)
(取締役の任期) <u>第19条</u> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	(取締役の任期) <u>第20条</u> <p>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<u>第20条</u> (条文省略)	<u>第21条</u> (現行どおり)
<新設>	<u>(取締役会の決議)</u> <u>第22条</u> <p>取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<u>第21条～第29条</u> (条文省略)	<u>第23条～第31条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<新設>	<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第32条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
第 <u>30</u> 条～第 <u>36</u> 条（条文省略）	第 <u>33</u> 条～第 <u>39</u> 条（現行どおり）
<新設>	<p><u>附則</u></p> <p><u>規定の変更は、2022年3月1日にその効力を生じるものとし、本附則は、その効力発生日経過後にこれを削除する</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

本経営統合に伴い、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選任の効力は、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である2022年3月1日に効力を生じるものといたします。当社の現在の取締役は、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、2022年2月末日に辞任することを予定しているため、候補者の選任の効力発生日の取締役は9名となる予定です。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
①	尾崎英雄 (1951年8月27日生) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 再任 </div>	1976年3月 当社 入社 2000年5月 当社 四国開発部長 2001年5月 当社 取締役 四国開発部長 2003年5月 当社 取締役執行役員 開発担当 2005年4月 当社 取締役常務執行役員 当社 フジグラン事業本部長 2006年5月 当社 代表取締役専務執行役員 店舗運営事業本部長 2006年7月 当社 代表取締役社長 2018年5月 当社 代表取締役会長 兼 CEO 2019年5月 マックスバリュ西日本㈱ 社外取締役 2021年9月 当社 代表取締役会長 (現)	65,250株 ※
取締役候補者とした理由			
同氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、2006年7月から当社代表取締役社長として、また2018年5月からは代表取締役会長として経営全般を担っており、当社の経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
②	<p>やま ぐち ひろし 山 口 普 (1959年3月30日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1981年4月 当社 入社</p> <p>2011年3月 当社 執行役員 人事部長 兼 総務部長</p> <p>2011年5月 当社 取締役執行役員 人事部長 兼 総務部長</p> <p>2013年3月 当社 取締役上席執行役員 管理本部長 兼 人事総務部長</p> <p>2014年3月 当社 常務取締役常務執行役員 管理本部長 兼 財務部長</p> <p>2016年3月 当社 常務取締役常務執行役員 営業副担当 兼 商品事業本部長</p> <p>2017年3月 当社 代表取締役専務 専務執行役員 開発・管理担当 兼 財務部長</p> <p>2018年5月 当社 代表取締役社長 兼 COO 兼 営業担当</p> <p>2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 COO</p> <p>2021年5月 マックスバリュ西日本(株) 社外取締役 (現)</p> <p>2021年9月 当社 代表取締役社長 (現)</p>	38,991株 ※
取締役候補者とした理由			
<p>同氏は、当社入社以来、管理部門、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、2018年5月からは当社代表取締役社長として、現場の最前線にて経営を担っております。当社の理念である「豊かなくらしづくり」、「地域社会の発展」、「人々を大切にする企業」を実現すべく顧客第一主義を貫く姿勢が、当社グループの持続的成長を推し進めているため、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
③	ひら お けん いち 平 尾 健 一 (1962年1月1日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1984年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2002年8月 同社 マックスバリュ宮城福島事業部長 2005年9月 同社 マックスバリュ近畿四国事業部長 2007年3月 (株)マイカルカンテボーレ(現イオンベーカリー(株)) 代表取締役社長 2009年2月 同社 代表取締役社長 兼 イオンベーカリーシステム(株)(現イオンベーカリー(株)) 代表取締役社長 2010年5月 イオンタイランド 代表取締役社長 2014年9月 イオン(株) SM・D S・小型店事業最高 経営責任者補佐 2015年3月 ユナイテッド・スーパー・マーケット・ホ ールディングス(株) 代表取締役 2016年5月 (株)マルナカ (現マックスバリュ西日本 (株)) 代表取締役社長 2019年5月 マックスバリュ西日本(株) 取締役 2019年9月 同社 代表取締役社長 (現) 2019年9月 (株)マルナカ (現マックスバリュ西日本 (株)) 取締役会長 2019年9月 (株)山陽マルナカ (現マックスバリュ西日 本(株)) 取締役会長 2020年10月 イオン商品調達(株) 取締役 (現)	0株

取締役候補者とした理由

同氏は、2019年9月にマックスバリュ西日本(株)の代表取締役社長に就任して以来、経営の最高責任者として企業価値の向上を目指し全従業員に対して強いリーダーシップを發揮するなど、同社の取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人財と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
④	<p>まつ かわ けん じ 松 川 健 翔 (1962年8月13日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1985年3月 当社 入社 2013年3月 当社 執行役員 高知運営事業部長 2015年3月 当社 執行役員 ノンストアリティル事業部長 2017年3月 当社 上席執行役員 経営企画担当 兼 総合企画部長 2017年5月 当社 取締役上席執行役員 経営企画担当 兼 総合企画部長 2018年3月 当社 常務取締役常務執行役員 企画・開発担当 兼 総合企画部長 2019年3月 当社 専務取締役専務執行役員 企画・開発・システム本部長 兼 総合企画部長 2021年3月 当社 代表取締役専務 専務執行役員 企画・開発本部長 兼 総合企画部長 (現)</p>	<p>20,798株 ※</p>
⑤	<p>とよ だ やす ひこ 豊 田 靖 彦 (1964年9月2日生)</p> <p>新 任</p>	<p>1988年4月 ウエルマート㈱(現マックスバリュ西日本 ㈱) 入社 2003年3月 イオン㈱ グループ戦略部 2007年9月 同社 SM事業政策チームリーダー 2008年5月 同社 SM事業戦略チームリーダー 2009年4月 ㈱光洋 取締役 2011年4月 同社 代表取締役社長 2014年5月 イオンマーケット㈱ 代表取締役社長 2018年3月 ミニストップ㈱ 専務執行役員営業本部長 2018年5月 同社 取締役 専務執行役員 2020年4月 イオン㈱ 関連企業担当責任者 2021年5月 イオン北海道㈱ 取締役執行役員 管理本 部長 2021年12月 当社 顧問 (現)</p>	<p>0株</p>

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、営業部門、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、専門性に富んだ知識と能力を備え、迅速・果断・的確な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑥	いとむらなおき 伊渡村直樹 (1961年3月26日生) 新任	1985年3月 ジャスコ㈱ (現イオン㈱) 入社 2002年2月 同社 イオン姫路リバーシティ店総務課長 2010年5月 イオンリテール㈱ イオン鳥取店店長 2011年3月 同社 総務部マネージャー 2014年5月 イオン㈱ グループ総務部マネージャー 2014年9月 (株)山陽マルナカ (現マックスバリュ西日本㈱) 総務部長 2018年5月 同社 取締役経営管理本部長 2020年5月 マックスバリュ西日本㈱ 取締役 (現) 2020年5月 同社 管理担当 兼 経営管理本部長 兼 人事総務本部長 兼 リスクマネジメント担当 2021年3月 同社 管理担当 兼 リスクマネジメント担当 (現)	0株
取締役候補者とした理由			同氏は、イオングループにおいて主に総務部門や経営管理部門の業務を担当し、2020年5月からマックスバリュ西日本㈱の取締役を務めております。総務・経営管理部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑦	<p>きた ふく ぬい こ 北 福 縫 子 よこ やま (横山ぬい) (1958年2月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年4月 株式会社エス・ピー・シー 入社 1986年10月 同社 マーケティング事業部課長 1990年10月 同社 地域活性化・マーケティング事業部部長 1994年10月 同社 企画開発事業本部本部長・マーケティングプロデューサー 1995年12月 同社 取締役企画開発事業本部本部長・マーケティングプロデューサー 2004年6月 同社 常務取締役・マーケティングプロデューサー（現） 2010年4月 （公社）愛媛県文化振興財団評議委員（現） 2015年4月 愛媛県男女共同参画会議審議委員（現） 2015年5月 当社 社外取締役（現） 2015年10月 日本経済新聞社日経懇話会愛媛幹事（現） 2016年4月 愛媛大学経営協議会委員（現） 2016年6月 （公社）松山市シルバーパートナーハウス副理事長（現） 2017年6月 株式会社内しまなみリーディング 社外取締役（現） 2020年7月 愛媛県経営者協会女性リーダーズクラブ 初代会長（現）</p>	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			<p>同氏は、長年にわたる出版事業や企業ブランディング、地域活性化事業を通してマーケティングに関して豊富な知識と経験があり、専門的な識見を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>同氏には、前述の高い専門知識を当社のマーケティングやブランディングに活かしていただくとともに女性経営者としての長年の経験を活かし、当社の女性活躍推進を牽引していただくことを期待しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑧	わた せ 渡瀬 ひろみ <small>おお つか</small> (大塚 ひろみ) (1964年11月14日生) 新任	1988年4月 株リクルート入社 1993年5月 同社ゼクシイ 創刊ファウンダー 2000年4月 同社アントレ マーケティング・ディレクター 2004年4月 同社プロワーカーナビ マーケティング・ディレクター 2010年4月 株アーレア設立 代表取締役（現） 2013年4月 株トライアムパートナーズ設立 共同代表 2014年6月 株ぱど 代表取締役社長 2016年5月 マックスバリュ西日本株 社外取締役（現） 2016年6月 株パートナーエージェント（現タメニ一株） 社外取締役（現） 2017年7月 ダイヤル・サービス株 社外取締役 2018年6月 株商工組合中央金庫 社外取締役 2019年9月 株ディー・エル・イー 社外取締役（現） 2020年1月 兵庫県姫路市 姫路ふるさと大使（観光大使）（現） 2020年4月 森ビル株ビジネスインキュベーションセンターARCh チーフインキュベーションオフィサー（現） 2020年7月 広島県観光連盟 観光資源開発総合プロデューサー（現） 2021年4月 第一フロンティア生命保険株 アドバイザリーボード社外委員（現） 2021年9月 開志専門職大学 客員教授（現）	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、株リクルートにおいてプロジェクト・リーダー、編集長、事業責任者等を歴任し、2014年6月からは株ぱどの代表取締役社長を務めるなど、新規事業の立ち上げや会社経営について豊富な経験と知見を有しております。また、2016年5月からマックスバリュ西日本株において社外取締役を務めております。これらのことから、社外取締役候補者としております。 同氏には、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言をいただけることを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑨	いし ぱし み ち お 石 橋 三 千 男 (1948年1月11日生) 新 任	1980年3月 公認会計士登録 1980年6月 税理士登録 1986年11月 (有)経理部長 (現)有)F I S 経営研究所 代表取締役 (現) 1992年2月 清友監査法人 代表社員 2010年6月 日本公認会計士協会 中国会会長 2011年5月 (株)ひろしまイノベーション推進機構 社 外取締役 (現) 2016年6月 (株)ウッドワン 社外取締役 (現) 2017年5月 マックスバリュ西日本(株) 社外監査役 (現)	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当該知見を活かして特に財務及び会計についての専門的な観点から、取締役の業務執行に適切な助言・監督をいただけたと判断し、社外取締役候補者としております。

同氏には、財務・会計面からの助言のみならず、監査法人の代表社員を務めるなどして得た経験に対する知見からのアドバイス及びサポートを期待しております。

(注) ※所有する株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式を含めております。

1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 北福縫子氏、渡瀬ひろみ氏及び石橋三千男氏は、社外取締役候補者であります。また、原案どおり各氏の選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、北福縫子氏との間で、その賠償責任限度額を法令に定める最低責任限度額とする会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。また、渡瀬ひろみ氏及び石橋三千男氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、両氏とも、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額になります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2023年1月15日に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 北福縫子氏は、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約6年8か月となります。

第5号議案 監査役4名選任の件

本経営統合に伴い、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選任の効力は、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である2022年3月1日に効力を生じるものといたします。当社の現在の監査役は、第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、2022年2月末日に辞任することを予定しているため、候補者の選任の効力発生日の監査役は4名となる予定です。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
①	かねの おさむ 金野 修 (1957年11月17日生) 再任	1980年4月 当社 入社 2007年3月 当社 執行役員中国運営事業部長 2008年3月 当社 執行役員広島運営事業部長 2008年5月 当社 取締役執行役員広島運営事業部長 2012年6月 (株)フジ・カードサービス 代表取締役社長 2013年3月 当社 取締役 2015年5月 当社 常勤監査役（現）	12,759株 ※
監査役候補者とした理由			同氏は、当社グループでの経営の実績及び幅広い知識と見識を有しております、2015年5月から当社の監査役を務めております。長年にわたり業務執行に適切な助言・監督をいただきしております、今後も監査役としての役割を果たすことが期待されるため、引き続き監査役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
②	にし まつ まさ と 西 松 正 人 (1955年1月19日生) 新 任	<p>1978年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社</p> <p>2000年5月 同社 取締役</p> <p>2001年12月 (株)マイカル (現イオンリテール(株)) 事業管財人代理</p> <p>2003年10月 同社 常務取締役</p> <p>2007年5月 イオン(株) 常務執行役</p> <p>2008年8月 同社 執行役グループ経理・関連企業責任者</p> <p>2009年4月 同社 グループ経営管理責任者</p> <p>2012年10月 イオンリテール(株) 取締役 兼 専務執行役員 財務・コントロール担当</p> <p>2013年3月 同社 取締役 兼 専務執行役員 経営管理担当</p> <p>2015年2月 (株)ダイエー 取締役専務執行役員</p> <p>2016年2月 同社 財経・経営企画・システム統括 兼 投資委員会委員長 兼 教育訓練・ダイバーシティ推進担当</p> <p>2016年3月 イオン(株) 執行役経営管理担当</p> <p>2017年3月 イオンリテール(株) 代表取締役執行役員 副社長 管理担当</p> <p>2018年5月 イオン北海道(株) 監査役 (現)</p> <p>2019年3月 イオンリテール(株) 代表取締役執行役員 副社長 管理担当 兼 ホームコーディ事業担当</p> <p>2020年3月 イオン(株) 顧問 (現)</p> <p>2020年5月 イオンディライト(株) 監査役 (現)</p> <p>2020年5月 イオンモール(株) 監査役 (現)</p>	0株
監査役候補者とした理由			
同氏は、これまでのイオングループ各社で培った経営、財務面のみならず幅広い見識と専門的知識を有し、それらにより当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断し、監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
③	青木謙城 (1969年3月27日生) 新任	1992年4月 (株)ダイエー 入社 2011年4月 同社 総務人事本部人事部長 2014年9月 同社 関東事業本部神奈川・西東京SM事業部長 2015年9月 同社 監査部長 2019年5月 マックスバリュ西日本(株) 常勤監査役(現) 2020年5月 (株)マルナカ (現マックスバリュ西日本(株)) 監査役 2020年5月 (株)山陽マルナカ (現マックスバリュ西日本(株)) 監査役 2021年5月 イオン九州(株) 社外監査役 (現)	0株
社外監査役候補者とした理由 同氏は、(株)ダイエーの人事部長、SM事業部長等を歴任し、2015年9月から同社の監査部長、また2019年5月からはマックスバリュ西日本(株)の社外監査役を務めております。人事部門、監査部門を中心に豊富な経験と知見を有しております、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
④	<p>より　い　しん　じ　ろう 寄　井　真二郎 (1967年6月20日生)</p> <p><u>再　任</u></p>	<p>1999年4月 弁護士登録（現） 1999年8月 しまなみ法律事務所開設 1999年10月 今治市建築審査会 委員（現） 2007年10月 弁護士法人しまなみ法律事務所に 組織変更（現） 2007年10月 弁護士法人しまなみ法律事務所 所長弁護士（現） 2009年5月 当社 社外監査役（現） 2009年6月 日本弁護士連合会住宅紛争処理機関 検討委員会 委員（現） 2015年4月 愛媛弁護士会住宅紛争審査会運営委員会 副委員長（現） 2016年6月 株田窪工業所 監査役（現） 2017年6月 愛媛経済同友会 幹事（現） 2017年11月 四国生産性本部 企業会計研究会 幹事（現） 2018年1月 （公財）日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部審査委員（現） 2018年4月 住宅紛争処理支援業務運営協議会幹事会 委員（現） 2021年2月 株アリスト・木曾 監査役（現） 2021年4月 国立大学法人愛媛大学 理事（現）</p>	0株

社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として企業法務などに関する豊富な専門的知識を有しております、2009年5月から当社の社外監査役として、法務面のみならず多方面の視点からの助言をいただいております。これらのことから職責を十分に果たすことが期待されるため、引き続き監査役候補者としております。

なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) ※所有する株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式を含めております。

1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青木謙城氏及び寄井真二郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 寄井真二郎氏は、原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は、社外監査役候補者である寄井真二郎氏の選任が承認された場合、期待される役割を十分に發揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額になります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場

合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である監査役がその職務の執行に関し、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2023年1月15日に当該保険契約を更新する予定であります。

6. 寄井真二郎氏は、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、約12年8か月となります。

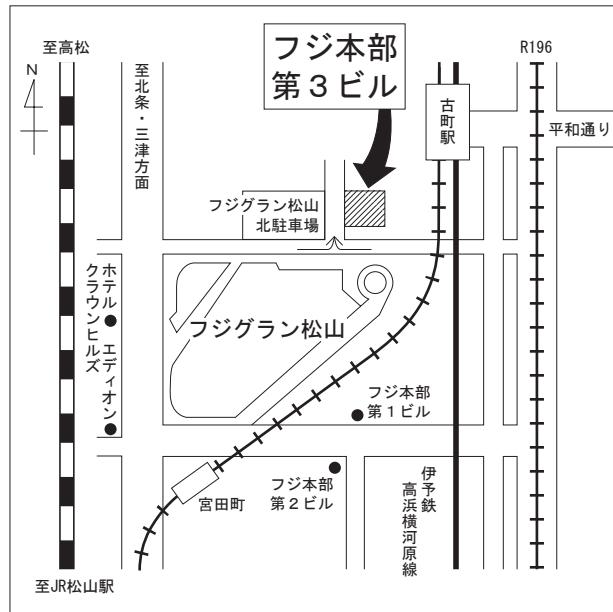
以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号 フジ本部第3ビル 5階会議室
受付は、5階でいたします。
お問い合わせ先 TEL (089) 923-1264 (人事総務部)

交通案内 ●JR松山駅から徒歩約10分
●伊予鉄道古町駅から徒歩約5分



開催場所は、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっております。株主の皆さまにおかれましては、可能な限りインターネットまたは書面（郵送）での議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、例年実施しております総会後の会社説明会及びお土産は取り止めさせていただきます。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

